

## 運営指導状況について

### 1 指導監査とは

#### (1) 目的

介護保険施設等の介護給付対象サービスの質の確保と向上及び保険給付の適正化を図り、適切な介護サービスの提供の促進と不正請求などの未然防止に努める。

#### (2) 指導監査の種類

【**集団指導**】 介護保険施設等を一定の場所に集め、講習等の方法により実施。

【**実地指導**】 介護保険施設等の事業所において実施。

※ 地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者は、概ね3年に1回以上実施。

【**監査**】 指定基準違反等の場合、又はその疑いがあると認められる場合に実施。

### 2 北見市における地域密着型サービス事業者等の実地指導について

#### (1) 平成31年度 運営指導数

平成31年度地域密着型サービス事業者等運営指導数（令和2年3月31日現在）												
サービス種別	事業所総数	指導実施数	指導件数									
			口頭					文書				
			人員	設備	運営	介護給付	計	人員	設備	運営	介護給付	計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	28	7	5	0	42	4	51	0	0	0	0	6
認知症対応型通所介護	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能	11	5	3	0	30	0	33	0	0	0	0	3
グループホーム	31	8	5	0	40	2	47	1	0	3	2	6
地域密着型特定施設	1	1	2	0	8	1	11	0	0	0	0	1
地域密着型介護老人福祉施設	4	2	0	0	10	2	12	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防支援事業所（包括）	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅介護支援事業所	48	17	9	0	63	1	73	0	0	0	0	6
計	141	41	24	0	193	10	227	1	0	3	18	22

## (2) 平成31年度 運営指導内容

### ① 地域密着型サービス事業所の主な指導内容

#### 人員に関する基準

(事例) 複数の職種を兼務しているが、兼務している職種ごとに、勤務表に勤務時間を分けて記載されていないことが確認された。

複数の職種を兼務している職員がいる場合には、その職種ごとに勤務時間を記載し、人員基準が満たされていることの確認を行うこと。

(事例) 介護職員と生活相談員を兼務しているが、生活相談員として発令等がされていない。

兼務の場合であっても、従事する職種が明確になるように、雇用契約や発令等で位置づけを行っておくこと。

#### 運営に関する基準

(事例) 避難訓練は実施されていたが、実施した内容の記録が確認できなかった。

今後は、訓練の実施内容や改善点等、必要な記録を行い、職員への周知のうえ、非常災害対策について、万全を期すこと。

(事例) 居宅サービス計画書に沿い、個別サービス計画が作成されているが、利用者の個別援助内容が同様の内容であるものが見られた。

各利用者に合わせた個別性の高い個別サービス計画の作成に努めること。

(事例) 内部研修は行われていたが、外部研修には参加していなかった。

外部研修への参加の機会も確保し、ケア技術の向上に努めること。

(事例) 夜勤がある職員について、6か月ごとに1回健康診断を実施することとされているが、一部の職員において実施されていなかった。

職員の健康管理のため、夜勤がある職員について、健康診断を6ヶ月以内ごとに実施すること。また、介護業務に常時従事する職員について、腰痛に関する健康診断を実施するよう努めること。

(事例) 入居者の預り金について、家族への収支報告が定期的に行われていなかった。

今後は、預り金の収支報告は定期的に行い、適切に取り扱うこと。

(事例) 介護報酬や加算について、具体的な料金について説明し同意を受けていることについて記録がなかった。

具体的な料金について、わかりやすく説明し同意を得る必要があるため、運営規程や重要事項説明書等に、具体的な料金を記載し、説明のうえ同意を得ること。

(事例) サービス提供に際し、あらかじめ、利用者に運営の概要等の重要事項を記した文書を交付し説明を行うこととされているが、重要事項説明書に記載すべきとされている第三者評価の実施状況について記載されていないことが確認された。

重要事項説明書に記載し、利用者に交付して説明を行い、同意を得ること。

(事例) 要介護認定の更新申請が遅れたことから、認定有効期間が終了となった利用者が確認された。

要介護認定の更新申請は、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるように必要な援助を行うこと。

### 介護給付費の算定に関する基準

(事例) サービス提供強化加算について、常勤換算法により算出した所定の割合を維持しているか確認をしていない。

サービス提供体制強化加算については、常勤換算方法により算出した前年度の平均を用いることとなっており、所定の割合を下回った場合は、速やかにその旨を届出することとされているため、所定の割合を維持しているか必ず確認し記録を行うこと。

(事例) 看取り加算の算定要件に、入居の際に看取り指針について本人・家族へ説明の上、同意を得ることとされているが、同意書が確認できないものがあった。

同意書は入居の前に確実に同意を得て、適切に保管すること。

## 【資料 9】

(事例) サービス提供体制強化加算について、サービス提供体制強化加算ⅡからⅠ(□)に変更した際の利用者が同意の記録が確認できなかった。

算定している加算が変更となった場合には、事前に利用者に説明し同意を得ること。自己点検の上、介護報酬の返還等必要な措置を講ずること。

## ② 居宅介護支援事業所の主な指導内容

### 人員に関する基準

(事例) 勤務表は作成されているが、常勤・非常勤の別や、管理者との兼務が記載されておらず、また、作成された勤務表が予定の状態であり、実際の勤務状況を確認できる状態になっていなかった。

今後は勤務表に、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にし、勤務実績の管理も行うこと。

### 運営に関する基準

(事例) 居宅サービス計画の記載が介護保険サービスのみとなっている事例が散見された。

今後は、アセスメントの結果を踏まえて、介護保険以外の福祉サービス等の利用も含めた適切な居宅サービス計画の作成に努めること。

(事例) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成(新規、更新、変更)するに先立ち、利用者の課題分析を行なうとされ、課題分析標準項目(23項目)により、利用者の生活全般を把握する事が必要だが、一部課題分析が不足する事例があった。

今後は、課題分析標準項目(23項目)により、適切な課題分析を行うよう、努めること。

(事例) 居宅サービス計画を利用者及び計画に位置づけた居宅サービス事業者等の担当者に交付しているが、交付したことについて、支援経過記録等に一部記載がなかった。

今後は利用者及び担当者に居宅サービス計画を交付したことが客観的にわかるよう支援経過記録等に記録を残すこと。

(事例) 訪問リハビリテーションなどの医療サービスを居宅サービス計画に位置づける場合に主治医等の指示があることを確認、意見を求めることとなっているが、主治医等の指示及

び意見が確認できない事例があった。

今後、主治医の意見及び指示内容については支援経過等に記録すること。また、意見を求めた主治医等に対して居宅サービス計画を交付すること。

(事例) 居宅サービス計画に位置付けたサービス提供事業所の個別計画の提出を求めている、また求めているも個別計画の内容と居宅サービス計画の整合性を確認していない事例が確認された。

居宅サービス計画に位置づけたサービス提供事業所に対して、個別計画の提出を求め、記載されているサービス内容が居宅サービス計画に沿っているか確認をすること。

(事例) 重要事項説明書において、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められることができることについて、記載されている内容が不十分であった。

居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることにつき理解が得られるように、重要事項説明書の内容を追加修正すること。

### (3) 令和3年度報酬改定に係る留意事項

令和3年度報酬改定に伴い、運営基準及び加算等の取扱いが変更しております。改正された運営基準の取扱いについては、厚生労働省より発出される基準省令の解釈通知等に基づき、各自点検のうえ、必要な対応を実施してください。